

企業におけるがん検診受診促進事業のご利用をお考えの企業様

令和3年度企業におけるがん検診受診促進事業補助金交付申請について（ご案内）

本県のがん対策の推進につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では「健康づくりチャレンジ企業」制度を設け、従業員やその家族等の健康づくりに企業と力を合わせて取り組んでいるところです。

そうした中、取組事業のひとつとして、貴社の従業員及びその被扶養者ががん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）を受診した場合、その検診費用の一部を県が補助する標記事業を実施します。受診しやすい環境づくりを進めていただきながら、多くの企業の皆様に本事業を利用いただくことを期待しています。

同補助金の交付を希望される企業様におかれましては、下記により交付申請書を提出願います。なお、補助金の交付は2022年5月（精算払）を予定しています。

記

- 1 提出期限 2021年11月12日（金）
- 2 提出方法 申請書エクセルファイルのメール送信をお願いします。
(今年度様式より押印は不要ですので、原本の郵送は必要ありません。
債権者登録書をご提出される企業様のみ、確認書類(登記事項証明書、印鑑登録証明書等)の写しを郵送にて提出をお願いします。

提出書類様式のエクセルファイルについては、県ホームページ(※)からダウンロードしていただくか、下記提出先までメールでお申し出ください。
メール確認次第、随時、様式を送付させていただきます。
※兵庫県ホームページ：暮らし・教育
→健康・福祉
→がん対策
→企業におけるがん検診受診促進事業
「令和3年度補助金申請について」からエクセルファイルで様式をダウンロードしていただけます。
- 3 提出先 兵庫県健康福祉部感染症等対策室疾病対策課
がん・難病対策班（担当：今村）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（県庁第1号館4階）
TEL：078-341-7711（代表）（内線：3177） FAX：078-362-9474
メールアドレス：Takahiro_Imamura@pref.hyogo.lg.jp
- 4 留意事項（実施要綱・実施要領をご参照ください。）
 - (1) 補助事業の対象となる企業
次の1、2のうちいずれかの要件を満たす事業所等
 1. 「健康づくりチャレンジ企業」に登録する従業員数（常用労働者数）が300人以下の事業所等
 2. 兵庫県内の従業員数100人以下の事業所等チャレンジ企業の登録に関わらず、兵庫県内の従業員数（常用労働者数）が100人以下の事業所等であること

(2) 補助事業の対象となる経費及び補助単価

◆対象経費（※令和3度中に支出した経費）

従業員及びその被扶養者（以下「従業員等」という。）が、次に掲げるがん検診を受診するにあたり、当該企業が負担した経費（従業員等への助成費、がん検診団体契約費、人間ドック等によるがん検診、受診勧奨費など）

- ・胃がん検診（50歳以上の方）2年に1回
- ・肺がん検診（40歳以上の方）1年に1回
- ・大腸がん検診（40歳以上の方）1年に1回
- ・乳がん検診（40歳以上の女性）2年に1回
- ・子宮頸がん検診（20歳以上の女性）2年に1回

※胃・乳・子宮については、2年に1回が補助対象です。

***補助対象年齢は2021年4月1日時点でご判断ください**

◆補助費用

がん検診を受診した自己負担額に応じ、一人あたり2,000円を上限に補助

※がん検診無料クーポンによる受診など自己負担額が無い場合、その従業員等は補助対象外となりますので、対象人数に加えないようご注意ください。

(3) その他

- ・ 別添実施要綱・実施要領をご確認のうえ、予定者数に誤りのないよう申請願います。また、今回申請の予定者数・金額を超えて実績を報告することはできませんのでご注意ください。（受診予定、あるいは受診の可能性のある方は、人数に含めて申請をお願いします。）
- ・ 申請時にお名前がない方は実績があったとしても、補助対象外です。
- ・ 補助金の交付を受けた事業所等は、実施要綱第7に定める「がん検診受診者台帳」を整備・保存していただくとともに、同要綱第8に定める立入検査を受けていただく場合があります。
- ・ 書類に不備があった場合、再提出をお願いする事がございますのでご了承ください。